

3月議会報告
その1

やさしくてきめ細やかな 市民病院に



3月5日に行われた一般質問で、私は市民病院の問題について取り上げました。大垣市民病院はベッド数888床で、稼働率95.4%、そして患者さんの在院日数は16日を切っています。これは何を意味するかというと、常に満床に近く、患者さんの入れ替わりが激しく、急性期高度医療を担う病院ですから常にチェックを要する重症患者さんが多いなど、そこで働く医師や看護師の労働密度は高いことが想像できます。今回、看護職員の声をもとに、そこで働く看護職員の労働実態について質問しました。 市議会議員 笹田トヨ子

“年休” “病休” の取得。 本人の希望通りの取得に努力

“親の葬式のときも休めなかった” “子どもの授業参観では年休がもらえないので夜勤の日を当てている” といった声。一方、病気のときは、診断書が出てまもなく年休から消化し、年休が少なくなったら病気休暇になるといったもので(表1参照)、とにかく“休みたいときに休みが欲しい”というのが切実な声です。事務局長の答弁では、「勤務に支障のない限り“年休” “病休” 本人の希望する休みを取得できるように指導する」というものでした。

夜勤明けが週休扱い?! 「週休とは認められない」(労働基準監督署)

大垣市民病院の勤務体制は「変則3交代」で“夜勤”は夜の20時30分から翌朝の9時15分までの13時間15分です。そして次の日12時45分から21時15分までの“中勤”を行った場合、夜勤明けから

中勤までの間が24時間あるので、休日扱いになります。果たしてこれが週休として認められるか、労働基準監督署に問いあわせると、「週休とは認められない」というものでした。ある看護師の3月の勤務表は週休の数は10日ですが、その内5日間は夜勤明けの週休で本当の週休は5日しかありませんでした。

看護師の増員で 労働条件の改善を

自主的な“サービス残業”などその労働実態は大変厳しいものがありました。このように残業を少なくし、休暇をとりやすくするなど労働条件を改善するためには、看護師を増員するしかありません。現在の患者10人に対し看護師1人の看護配置「10対1」を患者7人に対して看護師1人の「7対1」にするよう求めました。これについて事務局長は「今後は職場環境の充実を図るため7対1の看護配置をめざす」という答弁でした。

正岡 薫・笹田トヨ子 選挙事務所開きのお知らせ

☆と き 3月18日(日)午前10時
 ☆ところ 大垣市室本町5丁目8番地
 共産党西濃地区委員会1F
 Tel 0584-78-6865

「魅力ある職場」 「働きやすい職場」に!

昨年の4月、診療報酬改定で「7対1」の看護配置が新設されてから、全国で看護師争奪戦が激化しています。今、真剣に看護師を獲得するため、いくつかの対策が必要です。看護師のリクルートのポイントは給料や勤務条件と同時に、教育研修や専門性を伸ばすチャンスがある「魅力ある職場」です。そして離職防止のポイントは、看護職員の増員で勤務条件の改善を行い、特に子育て支援対策が重要です。夜勤回数や超過勤務の時間を少なくし、休暇取得の促進を行うことです。看護師獲得のカギは、「魅力ある職場」「働きやすい職場」にすることです。

看護職員1人1ヶ月当たり超過勤務	7.6時間
平成18年 年次有給休暇取得状況	6日3時間31分
平成18年 病気休暇取得状況	16人で1668日 (平均取得日数104日)

表1：データからみる市民病院の実態